

日本 Tweed 矯正歯科研究会会則

第1章 名称、事務局の所在地

第1条 本会は、日本 Tweed 矯正歯科研究会（Japanese Tweed Orthodontic Association-JTOA）と称する。

第2条 本会の事務局は会長がこれを定める。

第2章 目的および事業

第3条 本会は矯正歯科臨床の基本である Tweed-Merrifield 法を修めた矯正歯科医の学識の向上を計り、その philosophy の啓蒙に努め、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条 本会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会、講演会の2年に1回の開催（Tweed Foundation 総会年度と隔年とする）。但し、会長、理事会が必要と認めた時は随時開催することができる。
2. International Tweed Foundation 活動の支援及び国際的な交流を図る。
3. その他、必要と認められる事業。

第3章 会員および準会員

第5条 本会は正会員および準会員で構成される。Tweed Foundation の Tweed Study コースの受講者で、本会の趣旨に賛同した者を正会員とし、本会主催の Pre-Tucson コースの受講者を準会員とする。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名。
2. 副会長 1名。
3. 理事 若干名。

第7条

1. 会長、副会長は理事の互選により選出する。会長の任期は2年とし、再任は妨げない。
2. 理事は正会員の互選により選出する。任期は4年とする。
3. 会計、庶務、学術担当は会長がこれを理事会に計り決定する。
4. 担当理事は理事会の承認を得て委員会を組織することができる。

第5章 会計

第8条

1. 本会の経費は、入会金、年会費及びその他の収入をもってあてる。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
3. 本会の入会金、年会費は理事会においてこれを定める。
4. 会計報告は総会においてこれを行う。但し、総会の開催時期により文書にてこれを報告することができる。

第6章 会則の改正

第9条 本会則は、理事会の議を経て総会の承認をもって改正することができる。

付則

1. 平成11年4月30日までは以下の代表幹事2名、幹事12名をもって本会の運営を行い事務局は下記に置く。

代表幹事

中久木正俊、尾崎武正

幹事

青嶋 攻、稲毛滋自、大嶋 脩、黒田康子、郷 義明、佐藤元彦、清水典佳、福井初雄、藤崎臣弘、松本幸良、山村しげみ

事務局

いなげ矯正歯科医院

庶務

藤崎臣弘

会計

郷 義明

とする。

2. 年会費は5,000円、入会金は3,000円とする。但し、3年以上滞納した者は退会とすることができる。
3. 本会則は平成11年3月14日制定し平成11年5月1日から施行する。
4. 第3章第5条の会員および準会員の規程について、および第4章第6、第7条の役員の規程に関する改訂は、第4回総会の承認を経て平成13年7月20日より施行される。